

第2章

募集に関する事項

第2章 募集要項

都市公園法（昭和31年法律第79号）及び札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）に基づき、都市公園に公園施設を設ける者（設置等予定者）の募集を行います。

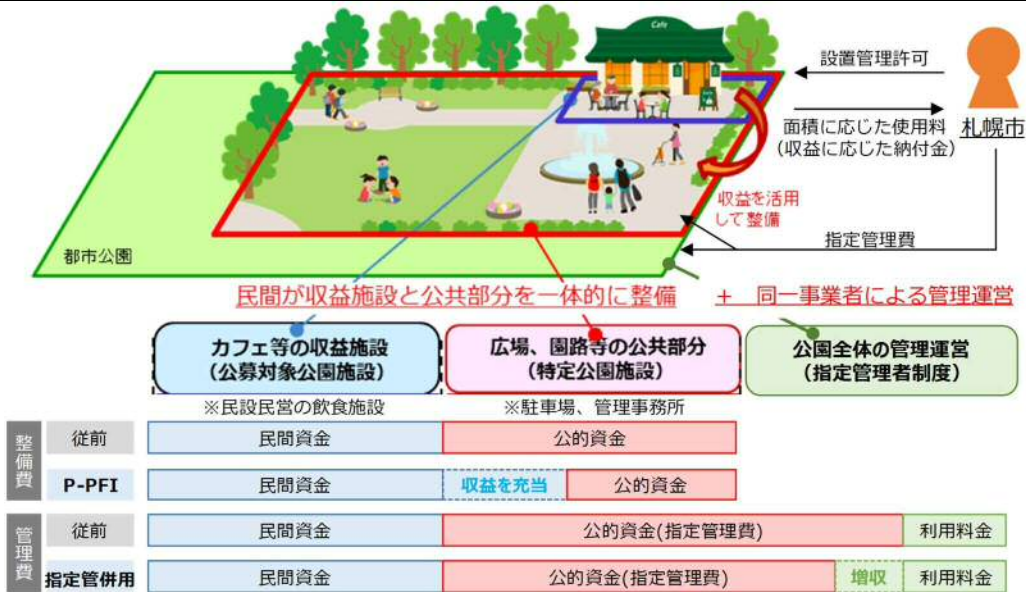
併せて、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）に基づき、公の施設である札幌市都市公園の管理運営を行う指定管理者の募集を下記のとおり行います。

記

1 事業実施体制及び事業期間

(1) 事業実施体制とイメージ図

事業内容	P-PFI				指定管理者制度		
	公募対象公園施設		特定公園施設		利便 増進 施設	指定管理 業務	自主事業
	必須 飲食施設	任意 飲食施設 以外	必須 駐車場、管理事務 所、エントランス	任意 その他			
整備	事業者		事業者		不可	-	事業者
管理運営	事業者		事業者（指定管理者）		不可	事業者（指 定管理者）	事業者（指 定管理者）



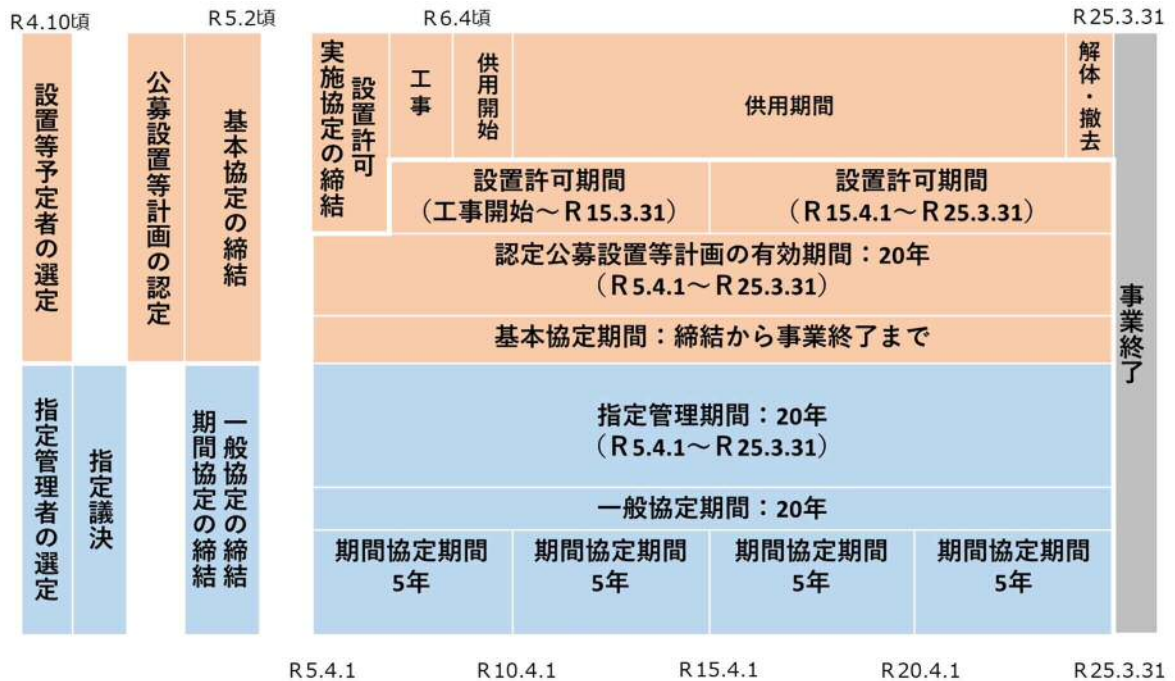
(2) 事業期間

公募設置等計画の認定の有効期間及び指定管理者の指定期間は、令和5年（2023年）4月1日から20年間とします。

なお、公募対象公園施設の設置管理許可の期間は、当初工事開始から令和15年（2033年）3月31日までとします。認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、認定の有効期間内の事業終了までの間で、解体撤去の期間を除いた期間で1回の更新許可を与えることとします。ただし、有効期間には、設計・工事及び事業終了前の公募対象公園施設の解体・更地返

還に要する期間を含みます。

また、指定管理の指定期間については、令和5年（2023年）4月1日から令和25年（2043年）3月31日までの20年間としますが、この間、管理運営状況の評価を毎年度実施するとともに、5年ごとに管理運営状況及び指定管理費用の見直しも行います。



2 申込資格

- (1) 団体であること（法人格の有無は問わない。）。
- (2) 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者
 - エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により札幌市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - オ 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月財務局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けている者
 - カ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定の取消しを受けてから3年を経過しない者（ただし、申込者の責めに帰さない事由による取消しの場合を除く。）
 - キ 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - ク 札幌市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
 - ケ 札幌市税、法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者（地方税法第59条又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条に基づき、徴収猶予又は納税の猶予を受けている者を除く。）

- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者（以下「暴力団関係事業者」という。）
- (3) 札幌市内に団体の事務所があること。
- (4) グループによる応募
- ア 複数の団体により構成されたグループ（共同企業体等の連合体）により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。
- イ グループで応募する場合は、札幌市内に事務所のある団体を代表団体として定めてください。
- ウ グループで応募する場合は、各構成団体について(2)の資格が必要となります。
- エ グループで応募する場合、各構成団体は、協定の履行、指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき当該グループが負担する債務の履行等について、グループ全体として連帯して責任を負うものとします。また、グループの目的や運営に関わる事項について各構成団体が合意した旨を記した書面（コンソーシアム協定書）を他の申込書類と併せて提出していただきます。なお、当該書面の提出が遅れる場合は、別途ご相談ください。
- (5) 特定公園施設の設計を実施する法人は、札幌市競争入札参加資格者名簿に「建設コンサルタント都市計画及び地方計画部門」又は「建設コンサルタント造園部門」で登録されているものであることとします。また、都市公園又はそれに類する空間の設計の実績を備えることとします。
- (6) 特定公園施設の工事を実施する法人は、札幌市競争入札参加資格者名簿に「土木工事」又は「造園工事」で登録されているものであることとします。また、都市公園の工事实績を備えることとします。

3 申込書類(原則、A4サイズで統一してください。)

(1) 申込書(様式1)

※グループで応募する場合、申込書(様式1)とグループ応募構成書(様式1-2)

(2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2(1)	法人の場合	・法人登記簿の謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
	法人格のない団体の場合	・団体の規約及び構成員名簿
2(2)ア及びイ	法人の場合	不要
	法人格のない団体の場合	・代表者の「身分証明書」 ・代表者の「登記されていないことの証明書」
2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・ク		・2(2)ウ・エ・オ・カ・キ・クに該当しない旨の申立書(様式2)

2(2)ケ	札幌市税	納税義務がある場合	・納税証明書（指名願用で、この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・徴収猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
	法人税、消費税及び地方消費税	納税義務がある場合	・納税証明書（未納の税額がないことの証明。この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務があり、猶予を受けている場合	・納税の猶予許可通知書 ・猶予を受けていない税目の納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・その旨を記載した申立書（様式2）
2(2)コ		・暴力団排除に関する誓約書兼役員等名簿（様式2-1）	
2(5)、2(6)		・条件を満たしていることを証明する資料	

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(3) 管理業務の計画書（様式3）

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、仕様書に掲げる要求水準に留意のうえ、**様式3**に示す内容を含めること。

ア 施設の管理に係る基本方針、事業目標、平等利用確保の取組、地球温暖化防止対策及び環境への配慮に向けた取組等

イ 指定期間内の年度ごとの業務計画書

ウ 組織、人員体制（組織構成、職員配置計画、職員採用計画、勤務形態、勤務条件、人材育成・研修計画、労働関係法令の遵守に向けた対応、雇用環境の向上に向けた取組等）

エ 業務運営計画書（管理水準の維持向上、第三者への委託等（業務仕様書第4章-第5-2-(3)参照）の予定及び当該委託した業務の管理に関する事項、市民との協働、財務管理、苦情対応、セルフモニタリング、評価等）

オ 各業務の具体的な実施要領（維持管理業務計画、防災業務計画、安全管理・責任体制、自主事業の実施計画（(7)参照）、利用促進計画、札幌市内の企業等の活用計画等）

カ 類似業務の実績（(6)-エ参照）

キ 福祉施策に関する取組（障害者法定雇用率の達成状況、福祉施策への取組み等）（**様式3-1**）

ク ワーク・ライフ・バランスの推進にかかる取組（**様式3-2**）

※グループで応募する場合、各取組等の実施主体を明確にすること。

(4) 管理に係る収支計画書（様式4）

(5) 団体の経営状況を説明する書類等

ア 前3事業年度（令和元年度～令和3年度）の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分）

イ 前3事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているものの

み)

ウ 前3事業年度の売上高経常利益率、自己資本比率、流動比率、総資本経常利益率、売上高有利子負債比率等を計算・記載した書類(様式5。既に財産的取引活動をしている団体のみ。前3事業年度中、財産的取引活動のあった年度分。なお、提出を必要とする団体において、経理の方法等により提出が困難な場合には、その旨の申立書を提出してください。)

エ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに都市公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ)

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(6) 団体の活動内容等を記載した書類

ア 定款又はこれらに相当する書類

イ 事業報告書又はこれらに相当する書類

ウ 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

エ 類似の事業(官公庁から委託を受けた事業等)の活動実績に関する書類

※グループで応募する場合、該当する書類について構成団体分も提出してください。

(7) 自主事業の実施計画書(様式3・様式4)

ア 自主事業の企画・実施

イ 飲食・物販

ウ その他の事業

※ 自主事業を計画する場合には、4-(4)-オに示すとおり、大幅な利益が生じた場合の還元について提案していただきます。また、自主事業の経理については、業務仕様書(第4章-第6-1-(3))に示すとおり区分経理となります。

このため、自主事業を計画する場合には、当該還元額の見込み及び費用の配分についてそれぞれ考慮の上3-(4)に示す収支計画書において、自主事業の収支計画についても記載してください。

(8) 様式3の記載事項を確認する書類

ア 労働条件通知書、雇用契約書、出向契約書、労使協定(原則全て案、継続で変更がない場合は実際に使用しているもの)

イ 労働保険概算・確定保険料申告書、納付書(年度更新時)、社会保険料納付書(直近2ヶ月分)(新規の場合はコンソーシアムを構成する全団体にかかるもの、継続の場合は実際に申告・納付したもの)

※グループで応募する場合、該当する書類については、構成団体分も提出してください。

(9) 公募設置等計画提案書(様式6)

以下の点について盛り込んだものを作成すること。なお、作成に当たっては、第3章に掲げる要求水準に留意のうえ、様式6に示す内容を含めること。

ア 施設の設計に係る基本方針、設計・整備・運営計画、公園の特性等を考慮したエントランス部のデザイン、既存の公園の景観との調和、ユニバーサルデザインや環境への配慮に向けた取組等

イ 類似業務の実績

ウ 公募対象公園施設について、施設概要の明示、公園利用者のニーズや公園のコンセプトとの親和性、年間を通じた集客施策による安定した経営計画等

エ 特定公園施設について、駐車場の混雑緩和に関する計画、利用者の安全性や利便性を向上

させる施設計画等

オ 札幌市の負担を軽減させる特定公園施設整備費、使用料の額等の提案、及び収益の還元方法に関する提案等

※グループで応募する場合、各取組等の実施主体を明確にすること。

(10) 提出部数、書式等

提出部数 18部（正本1部、写し17部）

紙質は問いませんが、提出書類は原則として両面印刷でA4縦の簡易製本としてください。様式1～6については製本したものに加えて、電子媒体（CD又はDVD）に保存し提出願います。また、手書きでの作成はご遠慮ください。

なお、様式3と6については、製本したものに加えて、電子データ（原則ワード）を電子媒体（CD又はDVD）に保存し提出願います。様式2-1及び様式4-1～4-5についても、製本したものに加えて、電子データ（原則エクセル）を電子媒体（CD又はDVD）に保存し提出願います。ただし、ワード及びエクセル形式により難しい場合のデータフォーマットについては、札幌市と協議を行い決定してください。

4 指定管理者制度の運営に関する特記事項

(1) 管理の基準

ア 開館時間及び休館日等は、維持管理業務特記仕様書（第4章－第8）のとおりです。

※特に必要があると認めるときは、変更し、又は臨時に休館日を設けることができます。

※管理業務の計画書に記載する提案により、開館時間を延長し、又は休館日を少なくすることができます。

イ 札幌市個人情報保護条例の適用について

指定管理者には、札幌市個人情報保護条例（平成16年条例第35号）第46条の規定により、施設の管理を行うに当たって保有する個人情報の取扱いに関しては、札幌市と同等の責務（収集の制限、利用及び提供の制限、電子計算機処理の制限、電子計算機結合の制限等）が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から利用者に関する個人情報の開示の要求等があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

ウ 札幌市情報公開条例の適用について

指定管理者には、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第22条の2の規定により、情報公開の努力義務が課せられるほか、後日、札幌市と締結する協定において、札幌市から管理業務に関する文書等の提出の要求があった場合には、これに応じなければならない義務が課せられます。

エ 札幌市行政手続条例の適用について

指定管理者は札幌市行政手続条例（平成7年条例第1号）第2条第4号の「行政庁」に該当するため、使用承認等は同条例の定めに従って行うこととなります。

オ 札幌市オンブズマン条例の適用について

指定管理者は札幌市オンブズマン条例（平成12年条例第53号）第20条の規定により、オンブズマンが、苦情等の調査のため必要があると認めたとときに実施する質問、事情聴取、又は実地の調査について協力するよう努めることとなります。

カ 暴排条例の適用について

指定管理者は暴排条例第6条の「事業者」、第7条第2項の「公共事業等に係る契約の相手方」にあたることから、条例の基本理念にのっとり、暴力団を利することとならないよう、

暴力団の排除に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力してください。具体的な取組については、以下のとおりです。

(ア) 施設が暴力団の活動に使用されないようにするために必要な措置を講ずるものとします。なお、施設利用者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）や暴力団関係事業者などであるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って必要な対応を行うこととし、その際は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

(イ) 協定に関連する契約（第三者への委託、物品調達等）について暴力団員や暴力団関係事業者を相手方としないこととします。また、既に締結している契約の相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であると判明した場合、直ちに札幌市に報告し、その指示に従ってください。既に締結した契約の相手方又はこれから契約を締結しようとする相手方が暴力団員又は暴力団関係事業者であるかどうか確認が必要な場合は、「暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル」に従って対応することとし、その場合は、原則、札幌市に相談し、その指示に従ってください。

キ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用について

指定管理者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という）における「民間事業者」の区分に該当し、「障がい者への合理的配慮」について努力義務を課されていますが、指定管理者は公の施設の管理を通じて市民サービスに直結した業務を担っていることを踏まえ、法的義務を課されている国・地方公共団体等行政機関である札幌市に準じた対応を行ってください。具体的な取組については、「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）及び「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）を参照してください。

ク その他

(ア) 管理業務を行うに当たっては、法令、条例、規則等の規定を遵守しなければなりません。

(イ) 管理業務を行うに当たっては、地球温暖化防止対策及び環境に配慮した取組の推進に努めてください。

(ウ) 指定管理者は、施設の管理運営に関する業務の全部又は一部について第三者に委託し、又は請け負わせてはなりません。ただし、清掃、警備等の管理運営業務の目的を損なわない業務等本市が認める業務についてはこの限りではありません。

なお、委託を行う場合は、軽微なものを除き、札幌市の承認が必要となります。

(エ) 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、札幌市内の企業等の積極的な活用に努めてください。

(オ) 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等を行う場合は、障がい者の積極的な雇用や障害就労施設等の活用など福祉施策への取組みに努めてください。

(カ) 第三者への委託、物品の調達にかかる支払は「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」第6条に準拠するよう努めてください。

(2) 業務内容

指定管理者の行う主な業務は下記のとおりとし、業務の詳細は、第4章に示す業務仕様書及び維持管理業務 特記仕様書（維持管理基準表含む）のとおりとします。

- ア 統括管理業務
- イ 施設・設備等の維持管理に関する業務
- ウ 施設における事業の計画及び実施に関する業務
- エ 施設の利用等に関する業務
- オ 上記業務に付随する業務

(3) 利用料金に関する事項

ア 利用料金制度

都市公園においては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に定める利用料金制度を採用するため、指定管理者は、利用者（指定管理者を含む。）が支払う利用料金を自らの収入とすることができます。利用料金は、札幌市が札幌市都市公園条例（昭和 32 年条例第 3 号。以下「条例」といいます。）及び札幌市都市公園条例施行規則（昭和 32 年規則第 33 号。以下「規則」といいます。）で定める額を上限として、指定管理者が札幌市の承認を得て定めることができます。

申込者の提案により施設の開放時間を延長する場合は、条例に定める各時間区分（午前、夜間、全日等）のほか、開放時間の延長に応じてこれら条例に定める各時間区分の使用時間を延長した時間区分を新たに設けることができます。

新たに料金を定める場合は予定日の 30 日以上前、施設の開放時間を延長する場合は延長日の 10 日以上前までに、書面にて、札幌市に協議を申し入れてください。

イ 減免・還付

指定管理者は、条例第 23 条の規定により利用料金を減額し、若しくは免除し、又は第 24 条の規定により利用料金を還付することができます。減免及び還付は、条例、規則及び札幌市公園使用料等減免基準に定めるところにより行うこととします。

ウ 前受金の引継ぎについて

指定期間の満了日後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する額を協定に定めるところにより新たな指定管理者又は札幌市に引き継ぐこととします。

(4) 管理運営に要する経費

ア 管理経費の支払について

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金その他の収入及び札幌市が支払う管理費用をもって充てるものとします。

管理費用の金額は、札幌市が適正であると認める金額の範囲内とし、支払方法は、協定に定めるところにより、分割払いとします。なお、当該支払いは、業務期間を分割し当該各期間の業務履行確認後に行うことを原則とします（詳細は、協議により協定で定めます。）。

また、募集施設の基準となる管理費用は第 4 章—第 1 の表のとおりです。

イ 修繕・改修等

(ア) 管理施設の修繕等については、原則として、1 件（合理的な理由のある工事単位）につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、札幌市の費用と責任において実施するものとし、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満のものについては、指定管理者の費用と責任において実施するものとします。（なお、札幌市の行う修繕等は、予算の範囲内で可能なものとなります。）

(イ) 修繕等により生じた更新施設等は、すべて札幌市に帰属するものとします。

ウ 備品

(ア) 札幌市が備え付ける備品は、維持管理業務特記仕様書で定めるとおりとし、指定管理者に無償で貸与します。また、経年劣化等による備品の更新に係る費用は、原則として、1件(合理的な理由のある単位)につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては、札幌市が負担し、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のもの及び指定管理者の責任により滅失し、又は毀損した備品の補充については、指定管理者が負担することとします。

なお、指定管理者の負担により備品を補充した場合についても、その備品は札幌市に帰属するものとします。

(イ) 維持管理業務特記仕様書に記載されている備品以外の物品で、指定管理者が必要とするものは、指定管理者の負担で調達していただきます。なお、調達した物品については、指定管理者に帰属するものとします。

エ 事故・火災等

(ア) 施設そのものの欠陥や地震等の天災により事故・火災等が発生した場合は、当該事故等の処理に要する費用については、札幌市の負担とします。

(イ) 指定管理者の故意又は過失により、札幌市又は第三者に損害を与えた場合は、その賠償費用は、指定管理者の負担とします。

なお、指定管理者においては、札幌市が必要と認める損害賠償責任保険等(交差責任担保特約を付加すること。)に加入していただきます。また、自転車貸付が指定管理業務に含まれる場合は、自転車損害賠償保険等への加入も併せて必要となります(北海道自転車条例より義務化)。

オ 自主事業について

指定管理者は、自らの提案により、札幌市の承認を得た場合には、管理施設を利用して自主事業を実施することができます。

なお、指定管理者は、自主事業の実施により大幅な利益が発生した場合には、当該利益の一部を市への寄付、サービス向上のための設備の改善などにより市又は市民に対して還元するものとします。

このため、自主事業の実施を計画する場合には、利益の額の算定及び還元の方法について提案してください。

提案後、利益の額の算定及び還元方策の基本的考え方、具体的な還元時期等の詳細については協定において定めることとします。その他、自主事業を行う場合の留意事項等については、業務仕様書(第4章-第6-1)を参照してください。

なお、指定管理者が自らの提案に基づいた飲食・物販等の自主事業を行うに当たっては、札幌市に対して、条例の規定に基づき公園施設の設置許可又は公園の占用許可等の申請が必要となり、その場合は原則として使用料又は占用料の納付義務が発生しますが、減免となる可能性もありますので、詳細は資料7(公園使用料等減免基準)を参照してください。

カ 税について

指定管理者は、会社等の法人に係る市民税、事業を行う者に係る事業所税、指定管理者が設置した償却資産に係る固定資産税等の納税義務者となる場合があります。詳しくは、会社等の法人に係る市民税及び事業を行う者に係る事業所税については、中央市税事務所諸税担当に、償却資産に係る固定資産税については、中央市税事務所固定資産税課にお問合わせく

ださい。

なお、国税については税務署に、道税については道税事務所にお問合せください。

キ その他の事項については、別に締結する協定に定めるところによります。

施設の管理運営に関する一切の費用（指定管理者の交代に伴う引継ぎ、研修等の実施を含む。）は、利用料金その他の収入及び札幌市が支払う管理費用をもって充てるものとします。

管理費用の金額は、札幌市が適正であると認める金額（以下「基準管理費」といいます。）の範囲内とし、支払方法については、協定に定めるところにより、分割払いとします。なお、当該支払いは、業務期間を分割し当該各期間の業務履行確認後に行うことを原則とします（詳細は、協議により協定で定めます。）。

5 選定基準

指定管理者候補者及び設置等予定者の選定は、以下の「共通事項」「指定管理者に関する事項」「P-PFIに関する事項」の各選定基準（配点）の合計点により行います。

なお、各々の選定基準について満点の50%かつ合計点が60%を最低基準とし、最低基準点以上の点数を得た者の中から、合計点が最上位の応募団体を候補者として選定します。

5-1 共通事項

(1) 計画書において、具体性や効果に対する工夫がみられること。(25点)

ア 計画書の全体が、施設の設置目的の達成に対し有効に寄与するか、また、各業務計画は十分な具体性、実行可能性があるか

イ 公園全体での新たな魅力創出に効果的かつ独自性のある提案であるか

ウ 集客のための広報やPRなどの工夫が提案されているか

(2) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(70点)

ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか

イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか

ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか

エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か

オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か

カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か

キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか

なお、当該項目は15点の配点を行うこととし、以下の評価方法により採点を行う。

支払賃金に関わる配点に関しては、様式4-4で記載した指定管理期間初年度の配置人数、計画時給額等に応じて以下のとおり採点する。

各配点＝15点×（各配置人数/合計配置人数）×

（（各計画時給額－北海道最低賃金）/（基準時給額－北海道最低賃金））

記載項目分全てについて、各々計算し合計する。

なお、（計画時給額－北海道最低賃金）/（基準時給額－北海道最低賃金）が1を超える場合は、当該部分を1として計算すること。

例) (配点が 15 点の場合)

	職種	雇用形態	配置人数 (人)	計画時給 (円)
A	一般事務員	正規職員	1	1,500
B	一般事務員	正規職員	1	1,200
C	受付事務員	パート	3	932
D	保育士	パート	2	920
E	清掃作業員	契約社員	3	890
合計	—	—	10	—

本市で定める基準時給額	北海道最低賃金 (円)
1,011	889

A : 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,500 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 1.500 点

B : 採点結果 = 15 点 × (1 人 / 10 人) × ((1,200 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 1.500 点

C : 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((932 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 1.586 点

D : 採点結果 = 15 点 × (2 人 / 10 人) × ((920 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 0.762 点

E : 採点結果 = 15 点 × (3 人 / 10 人) × ((890 - 889) 円 / (1,011 - 889) 円) = 0.037 点

合計点数 = 5.39 点

※合計点数について、小数点第三位以下を四捨五入する場合

ク 第三者への委託の方法は適切か

(3) その他 (25 点)

ア 環境への配慮がなされている提案となっているか

イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか

ウ 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか

エ 地域や経済の活性化に寄与する提案となっているか

オ 市民との協働、地域等との連携が図れる提案となっているか

5-2 指定管理に関する事項

(1) 利用者の平等な利用が確保されること。(10 点)

ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか

イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか

(2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(75 点)

ア 都市公園の設置目的に合致した運営方針となっているか

イ 各業務を適正かつ効果的に行い得る統括運営が行われ、管理水準の維持向上が図られる統括管理業務計画となっているか

ウ 都市公園 (施設、遊具、樹木及び植物等) の維持管理業務計画が適切か

エ 非常事態 (災害及び事故等) に対応し得る防災・安全管理計画となっているか

オ 有料公園施設の利用促進計画が提案されているか

カ 当該公園の特性等に応じた公園運営となっているか

キ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か

ク 自主事業の実実施計画が施設の設置目的に照らして効果的であり、利益の還元方法についても施設の管理運営に有効な提案となっているか

ケ 当該公園の魅力や特色を把握し、それらを更に高めるような自主事業等が提案されているか

コ 豊富で良好な類似業務（都市公園における指定管理等）の実績があるか

サ 花卉の栽培・景観創出等に係る類似業務の実績があるか

シ ユリの栽培に関して適切な技術を有し、世界のユリの栽培・育成等について具体的で実効性のある計画となっているか。

(3) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。(25点)

ア 札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか

イ 札幌市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか

なお、当該項目は15点の配点を行うものとし、以下の評価方法により採点を行います。

<基準管理費用を超える提案は0点とし、提案額が基準管理費用以下の例について下記のとおり採点する。

例) 基準管理費用1億円、Aが7千万円、Bが9千万円で提案した場合

採点結果＝最低提案額／提案額×配点（小数点第三位以下を四捨五入）

A：採点結果＝7千万円／7千万円×15点 ＝ 15.00点

B：採点結果＝7千万円／9千万円×15点 ＝ 11.67点

なお、選定に当たっては、原則として基準管理費用を超える額の支出が必要となる団体は不選定とする。ただし、その団体が提案するサービスの内容が、本市が想定していた以上のものである場合には、本市の支出額が基準管理費用を超えることとなっても、その団体を指定管理者となるべきものとして選定することができる。>

ウ 利用料金収入見込みは適切か

エ 支出計画に無駄はないか

5-3 P-PFIに関する事項

(1) 計画書において、具体性や効果に対する工夫がみられること。(30点)

ア 施工・運営スケジュール等が適切か

イ 施設の配置は公園利用者の利便の向上や公園のメインエントランスとしてふさわしい内容となっているか

ウ 既存の公園の景観と調和したデザインとなっているか。

エ バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮が行われているか

オ 環境へ配慮した施設設計となっているか

カ 豊富で良好な類似業務（都市公園におけるP-PFIや設置許可等）の実績があるか

(2) 公募対象公園施設が、百合が原公園の特性に合致し、公園利用者のための施設として計画されていること。(15点)

ア 公募対象公園施設は、都市公園法に定める公園施設であるか

イ 公募対象公園施設は公園利用者のための施設として整備されているか

ウ 公募対象公園施設は、年間を通じた集客施策が図られ、安定した経営計画となっているか

エ 公募対象公園施設の内容は、百合が原公園のコンセプトや特性に合致し、利用者ニーズを

的確に反映できているか

(3) 特定公園施設は、公募対象公園施設と一体となって利用者の利便性の向上に資する施設として計画されていること(10点)

ア 特定公園施設は、要求水準を満たしているか

イ 駐車場の混雑緩和に関する施策が計画されているか

ウ 特定公園施設は、利用者の安全性や快適性の向上に資する動線計画等となっているか

(4) 札幌市の負担が軽減される価額提案がなされていること。(15点)

ア 特定公園施設の整備に係る、札幌市の負担額が必要最小限に抑えられているか

なお、当該項目は5点の配点を行うものとし、以下の評価方法により採点を行います。

<札幌市が負担可能な上限額を超える提案は0点とし、提案額が上限額以下の例について下記のとおり採点する。

例) 上限額1.5億円、Aが7千万円、Bが9千万円で提案した場合

採点結果=最低提案額/提案額×配点(小数点第三位以下を四捨五入)

A: 採点結果=7千万円/7千万円×5点 = 5.00点

B: 採点結果=7千万円/9千万円×5点 = 3.88点

イ 提案された使用料により札幌市の負担が軽減されているか

なお、当該項目は5点の配点を行うものとし、以下の評価方法により採点を行います。

<使用料の最低額以下の提案は0点とし、提案額が最低額以上の例について下記のとおり採点する。

例) 最低額89円、Aが90円×900㎡、Bが100円×600㎡で提案した場合

採点結果=提案額/最高提案額×配点(小数点第三位以下を四捨五入)

A: 採点結果=(90円×900㎡)/(90円×900㎡)×5点 = 5.00点

B: 採点結果=(100円×600㎡)/(90円×900㎡)×5点 = 3.70点

ウ 百合が原公園の魅力向上を図るうえで必要な公募対象公園施設からの収益還元額を確保しているか

表：配点基準

選 定 基 準	
大	中 項 目
	小項目
1 共通事項	(1) 計画書において、具体性や効果に対する工夫がみられること。(25点)
	ア 計画書の全体が、都市公園の設置目的の達成に有効に寄与するか、また、各業務計画は十分な具体性、実行可能性があるか
	イ 公園全体での新たな魅力創出に効果的かつ独自性のある提案であるか
	ウ 集客のための広報やPRなどの工夫が提案されているか。
	(2) 管理業務の計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。(70点)
	ア 団体の組織及び財務状況が健全であるか
	イ 管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか
	ウ 配置職員を確実に確保し得る採用計画となっているか
	エ 配置職員の勤務形態及び勤務条件は適正か
	オ 配置職員の人材育成・研修計画が適切か
	カ 労働関係法令の遵守に向けた対応、ワーク・ライフ・バランスの推進など雇用環境の向上に向けた取組等の内容は適切か
	キ 管理業務の内容に応じた支払賃金が確保されているか
	ク 第三者への委託の方法は適切か
	(3) その他(25点)
	ア 環境への配慮がなされている提案となっているか
	イ 第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等の積極的な活用に配慮がなされているか
	ウ 職員の雇用、第三者への委託、物品の調達等について、障がい者の積極的な雇用など福祉施策への取組に配慮がなされているか
	エ 地域や経済の活性化に寄与する提案となっているか
	オ 市民との協働、地域との連携が図れる提案となっているか
	2 指定管理に関する事項
ア 公の施設としての利用者の平等な利用を前提とした基本方針となっているか	
イ 平等利用を確保するための方針及び取組項目が適正かつ効果的なものとなっているか	
(2) 管理業務の計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。(75点)	
ア 都市公園の設置目的に合致した運営方針となっているか	
イ 各業務を適正かつ効果的に行い得る統括運営が行われ、管理水準の維持向上が図られる統括管理業務計画となっているか	
ウ 都市公園(施設、遊具、樹木及び植物等)の維持管理業務計画が適切か	
エ 非常事態(災害及び事故等)に対応し得る防災・安全管理計画となっているか	
オ 有料公園施設の利用促進計画が提案されているか	
カ 当該公園の特性等に応じた公園運営となっているか	
キ 利用者の声を把握する方法とサービスへの反映方法、セルフモニタリング・事業評価等の仕組みが適切か	

	ク	自主事業の実施計画が施設の利用目的に照らして効果的であり、利益の還元方法についても施設の管理運営に有効な提案となっているか	
	ケ	当該公園の魅力や特色を把握し、それらを更に高めるような自主事業等が提案されているか	
	コ	豊富で良好な類似業務（都市公園における指定管理等）の実績があるか	
	サ	花卉の栽培・景観創出等に係る類似業務の実績があるか	
	シ	ユリの栽培に関して適切な技術を有し、世界のユリの栽培・育成等について具体的で実効性のある計画となっているか	
	(3) 管理に係る収支計画書の内容が、施設の管理費用の縮減が図られるものであること。(25点)		
	ア	札幌市が支払うべき管理費用が基準管理費用の範囲内であるか	
	イ	札幌市が支払うべき管理費用が必要最小限に抑えられているか	
	ウ	利用料金収入見込みは適切か	
	エ	支出計画に無駄はないか	
	3 P-PFIに関する事項	(1) 計画書において、具体性や効果に対する工夫がみられること。(30点)	
		ア	施工・運営スケジュール等が適切か
		イ	施設の配置は公園利用者の利便の向上や公園のメインエントランスとしてふさわしい内容となっているか
		ウ	既存の公園の景観と調和したデザインとなっているか。
エ		バリアフリーやユニバーサルデザインへの配慮が行われているか	
オ		環境へ配慮した施設設計となっているか	
カ		豊富で良好な類似業務（都市公園におけるP-PFIや設置許可等）の実績があるか	
(2) 公募対象公園施設が、百合が原公園の特性に合致し、公園利用者のための施設として計画されていること。(15点)			
ア		公募対象公園施設は、都市公園法に定める公園施設であるか	
イ		公募対象公園施設は公園利用者のための施設として整備されているか	
ウ		公募対象公園施設は、年間を通じた集客施策が図られ、安定した経営計画となっているか	
エ		公募対象公園施設の内容は、百合が原公園のコンセプトや特性に合致し、利用者ニーズを的確に反映できているか	
(3) 特定公園施設は、公募対象公園施設と一体となって利用者の利便性の向上に資する施設として計画されていること(10点)			
ア		特定公園施設は、要求水準を満たしているか	
イ	駐車場の混雑緩和に関する施策が計画されているか		
ウ	特定公園施設は、利用者の安全性や快適性の向上に資する動線計画等となっているか		
(4) 札幌市の負担が軽減される価額提案がなされていること。(15点)			
ア	特定公園施設の整備に係る、札幌市の負担額が必要最小限に抑えられているか		
イ	提案された使用料により札幌市の負担が軽減されているか		
ウ	百合が原公園の魅力向上を図るうえで必要な公募対象公園施設からの収益還元額を確保しているか		

6 リスク分担について

管理業務等に係るリスク分担は、次のとおりとする。

種 類	内 容	負担者	
		札幌市	指定管理者 (設置等 予定者)
応募リスク	応募に関して必要となる事項		○
協定リスク	協定が締結できなかった場合の応募に関して負担した費用及び生じた損害		○
	協定締結後、協定を破棄せざるを得ない場合の応募・施設整備・管理運営の準備等のために負担した費用及び生じた損害		○
物価・金利変動	物価・金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		○
税制・法令改正	公募対象公園施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	協議事項	
	公募対象公園施設以外の施設の管理運営に直接関係する制度改正等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の改正等による経費の増加又は収入の減少		○
その他の制度変更	指定管理者制度に直接関係する条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少	○	
	上記以外の条例、規則等の改正その他の制度変更等による経費の増加又は収入の減少		○
資金調達	必要な資金の確保		○
需要変動	需要変動による収入の減少		○
事業の中止・延期	市の責任による中止・延期	○	
	指定管理者の責任による中止・延期		○
	指定管理者の事業放棄・破綻		○
業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更及び変更できないことに伴う経費の増加又は収入の減少		○
申請コスト	申請費用の負担		○
施設競合	施設競合による利用者減、収入減		○
運営費の増大	市の責任による公募対象公園施設の運営費の増大	○	

施設の損壊等による修繕、事業の中断	公募対象公園施設		○
	指定管理者の管理瑕疵に基づく施設・設備の損傷に伴う修繕費用等の増加及びそれに伴う事業の中断等		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円以上のもの(公募対象公園施設を除き札幌市の予算の範囲内で可能なもの) (※)	○	
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕費用等で1件20万円未満のもの (※)		○
	指定管理者の管理瑕疵によらない施設・設備の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等(公募対象公園施設を除く)	協議事項	
許認可等	札幌市が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期	○	
	指定管理者が取得すべき許認可等が取得・更新されないことによる事業の中止・延期		○
債務不履行	市の協定内容の不履行	○	
	指定管理者の協定内容の不履行		○
情報の安全管理	指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報情報の漏洩や犯罪発生等		○
損害賠償	公募対象公園施設、特定公園施設の不備及び施設管理上の瑕疵による事項		○
第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき事由により損害を与えた場合		○
	上記以外の事由により損害を与えた場合	○	
不可抗力	不可抗力に伴う公募対象施設・設備の復旧経費		○
	不可抗力に伴う公募対象公園施設以外の施設・整備の復旧経費	○	
	不可抗力に伴う事業の中断	協議事項	
警備リスク	指定管理者の警備不備によるもの		○
運営リスク	公募対象公園施設の機器等の不備又は施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休業等		○
引継費用	管理運営の引継ぎに必要な費用		○

注 この表に定める事項で疑義がある場合又は表に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、札幌市及び指定管理者が協議の上、リスク分担を決定する。

※ 件数は合理的な理由のある修繕等の単位です。

7 申込方法・スケジュール

(1) 募集要項等の配布

ア 配布期間：令和4年5月23日（月）から令和4年8月31日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

イ 配布時間：9時00分から17時00分まで。

なお、募集要項等は、札幌市のホームページにも掲載しております。

<https://www.city.sapporo.jp/ryokuka/keikaku/yuripfi.html>

(2) 事前説明会

ア 日時：令和4年5月31日（火） 14時00分から

イ 場所：札幌市中央区南1条東1丁目大通バスセンタービル1号館6階
みどりの推進部大会議室

※ 参加人数は、各団体で2名以内（グループで応募する場合は、各構成団体につき2名以内）とします。

参加希望者は、ホームページから申込書をダウンロードのうえ、令和4年5月30日（月）17時00分までにみどりの推進課あてに電子メール又はFAXでお申込みください。

なお、説明会では募集要項・様式を使用しますので、参加される方は事前に入手してください。

(3) 質問の受付及び回答

ア 受付期間：令和4年6月8日（水）から令和4年6月22日（水）まで

質問書に要旨を簡潔に記載し、電子メール又はFAXにより、担当課まで送付してください。

イ 回答

令和4年7月6日（水）までに、電子メールにより回答します。また、質問の要旨及び回答は、札幌市のホームページ【アドレスは(1)参照】に掲載するとともに令和4年8月31日（水）まで担当課において、閲覧することができます。

なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

(4) 申込み

ア 申込期間：令和4年8月1日（月）から令和4年8月31日（水）まで

：9時00分から17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

申込書類は、必ず持参により担当課に提出してください。郵送による受付はいたしません。

イ 提出部数：18部（3-(10)で示す提出部数、書式等のとおり）

(5) 募集要項の配布場所・連絡先・問い合わせ先・申込書類の提出先

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館6階

札幌市建設局みどりの推進部みどりの推進課 担当：能代、鏡

Tel 011-211-2533 Fax 011-211-2523

電子メールアドレス：midori-suishin@city.sapporo.jp

(6) その他

ア 申込の撤回・再提出及び申込書類の修正はできません（軽微な修正を除く）。

イ 申込書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。また、内容に疑義がある場合は、

調査、確認する場合がありますので、協力してください。

- ウ 申込者が本件の応募に関し、札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者及び公募対象公園施設設置等予定者選定委員会の委員、その他本件選定手続の関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。
- エ 札幌市が指定管理者の選定に当たり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。
- オ 申込書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。
- カ 申込書類の著作権は申請者に帰属しますが、札幌市が指定管理者の選定の公表等に必要の場合には、札幌市は申込書類の著作権を無償で使用できることとします。
- キ 申込書類は、札幌市情報公開条例に定めるところにより、公開される場合があります。
- ク 申込後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出してください。
- ケ 申込みに係る経費は、全て申込者の負担とします。
- コ 現在管理を行っている団体の管理運営に関する情報については、行政情報課（札幌市役所 2階）の市政刊行物コーナーで閲覧することができます。

8 指定管理者候補者及び設置等予定者の選定及び指定

(1) 選定方法

札幌市が設置する「札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者及び公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」において、申込資格を有する申込者のうちから、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者及び設置等予定者とし、次に適当と認める団体を次点者として選定します。選定に当たり、令和4年10月上旬頃選定委員会による面接等を予定しています。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和4年10月中旬までに申込者全員に文書での通知を予定しております。また、令和4年11月中旬までに札幌市のホームページに選定結果の概要を掲載し、公表します（予定）。

なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく審査請求又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

(3) 指定管理者及び設置等予定者の指定

指定管理者候補者の指定は、令和4年11月下旬に招集予定の令和4年第4回札幌市議会定例の議決を経て行います。市議会で否決された場合には、指定管理者及び設置等予定者として指定を受けられないこととなります。また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者を指定管理者に指定すること、又は設置等予定者を公園施設の設置者とすることが著しく不適当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者及び設置等予定者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者及び設置等予定者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

設置等予定者の選定については、議決を必要としませんが、本公募が指定管理者と設置等予定者を同一のものとして指定する公募のため、設置等予定者の決定は原則指定管理者の指定議決後になります。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が札幌市の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、札幌市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。なお、グループで応募した団体が指定管理者となった場合には、当該損害について、グループの全体として連帯して賠償するものとします。

(5) 事業破綻時の措置

認定された公募設置等計画の有効期間内に設置等予定者による事業が破綻した場合、都市公園法第5条の8に基づき、設置等予定者は本市の承認を得て別の民間事業者事業を承継することができます。承継しない場合は、設置等予定者の負担により公募対象公園施設を撤去し、原状回復する必要があります。

また、指定管理者の指定を取り消します。

なお、設置等予定者が公募対象公園施設の原状回復を行わない場合、本市は設置等予定者に代わり撤去工事を行い、その費用を設置等予定者へ請求します。

9 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目的事項、札幌市が支払うべき管理費用の額等を定めるため、札幌市との間で協定を締結することになります。

なお、提案のあった事業の実施及び具体的な業務内容については、協定の協議において定めるものであり、また、自主事業の実施にあたっては、札幌市の承認を得る必要があるとともに、公園施設の設置許可又は占用許可を受ける必要がある場合がありますので留意してください。

札幌市との間で締結する協定は、協定締結の時期・内容に応じて、以下の協定を締結することとします。

ア 一般協定（指定管理者）

指定管理業務に関する一般的事項を定めた協定で、令和5年2月頃に締結後、原則20年間有効であるもの

イ 期間協定（指定管理者）

札幌市が支払う指定管理費に関する事項や管理運営内容の詳細に関して定める協定で、令和5年2月頃の締結後、5年毎に見直すもの

ウ 基本協定（P-PFI）

公募設置管理制度に関する一般的事項を定めた協定で、令和5年2月頃に締結後、原則20年間有効であるもの

エ 実施協定（P-PFI）

札幌市が支払う特定公園施設整備費に関する事項や、公募対象公園施設、特定公園施設の内容の詳細に関して定める協定で、工事着手前に締結後、原則事業終了まで有効であるもの

(2) 指定管理に係る一般及び期間協定で定める事項

ア 管理業務の計画書に記載された事項

イ 利用料金に関する事項

ウ 札幌市が支払うべき管理費用に関する事項

エ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項

- オ 事業報告に関する事項
 - カ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
 - キ 指定管理者が管理物件を使用する場合の取扱いに関する事項
 - ク 管理業務の第三者への委託に関する事項
 - ケ 情報公開に関する事項（札幌市情報公開条例第22条の2参照）
 - コ 札幌市行政手続条例の適用に関する事項
 - サ 暴力団の排除の推進に関する条例の適用に関する事項
 - シ 札幌市オンブズマンから調査の協力依頼があった場合の協力義務に関する事項
 - ス 管理業務上知り得た個人情報以外の秘密の保持に関する事項
 - セ 施設内での事故発生時の対応、札幌市への報告等に関する事項
 - ソ 指定管理者が札幌市又は第三者に損害を与えた場合の賠償に関する事項
 - タ リスク分担に関する事項
 - チ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管・整備等に関する事項
 - ツ 原状回復及び業務の引継ぎに関する事項
 - テ 協定の改定に関する事項
 - ト 都市公園の管理運営にあたり札幌市と指定管理者、その他により協議を行う運営協議会の設置に関する事項
 - ナ 裁判管轄に関する事項
 - ニ その他札幌市が必要と認める事項
- (3) 公募設置許可に係る基本及び実施協定で定める事項
- ア 公募設置等計画書に記載された事項
 - イ 公募対象公園施設の設計・整備に関する事項
 - ウ 公募対象公園施設の管理・運営に関する事項
 - エ 特定公園施設の設計・整備に関する事項
 - オ 特定公園施設の引き渡しに関する事項
 - カ 不可抗力による損害に関する事項
 - キ 設置等予定者の責務と行為の制限に関する事項
 - ク 事業報告及び評価、事業内容の変更、中止等に関する事項
 - ケ 協定期間及び協定の解除等に関する事項
 - コ 事業破綻時の措置に関する事項
 - サ その他札幌市が必要と認める事項

10 参考資料

- (1) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例（平成15年条例第33号）（資料1）
- (2) 札幌市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務処理要綱（資料2）
- (3) 指定管理者制度に関するガイドライン（資料3）
- (4) 札幌市都市公園条例（昭和32年条例第3号）（資料4）
- (5) 札幌市都市公園条例施行規則（昭和32年規則第33号）（資料5）
- (6) 札幌市運動施設等管理規則（昭和32年規則第32号）（資料6）
- (7) 札幌市都市公園使用料等減免基準（資料7）

- (8) 札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（平成 28 年条例第 22 号）（資料 8）、札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成 28 年規則第 18 号）（資料 9）
- (9) 札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）（資料 10）
- (10) 札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）（資料 11）
- (11) 札幌市行政手続条例（平成 7 年条例第 1 号）（資料 12）
- (12) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（資料 13）
- (13) 札幌市オンブズマン条例（平成 12 年条例第 53 号）（資料 14）
- (14) 環境方針、札幌市環境マネジメントシステム実施要綱及び札幌市環境マネジメントシステム運用マニュアル（資料 15）
- (15) 暴力団の排除にかかる照会事務マニュアル（資料 16）
- (16) 「札幌市の設置する都市公園及び札幌市豊平川さけ科学館に係る指定管理者及び公募対象公園施設設置等予定者選定委員会」委員名簿（資料 17）
- (17) 「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針」（対応方針）（資料 18）、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領」（接遇要領）（資料 19）
- (18) 「札幌市電力の調達に係る環境配慮要綱」（資料 20）
- (19) 百合が原公園管理運営方針（資料 21）
- (20) 都市公園法（資料 22）
- (21) 都市公園法施行規則（資料 23）
- (22) 札幌市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例（資料 24）
- (23) 札幌市屋外広告物条例（資料 25）

11 その他

- (1) 指定管理期間中、札幌市が行う改修工事や大規模修繕等、行政目的達成のため指定管理区域の一部または全部について、指定管理者による管理や市民への供用を停止する場合があります。前述の計画については、札幌市の財政状況等により規模や時期が変動するため、その都度札幌市より協議を申し入れることとします。
- (2) 応募の申込以降、指定期間終了（令和 25 年 3 月 31 日）までに申込団体の事業内容や財務内容、組織等に大幅な変更が予定されている場合は、申込前にお問い合わせください。

百合が原公園コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 (コンソーシアムの名称) は、百合が原公園 (以下「本施設」という。) を管理する指定管理者として、札幌市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例(平成15年条例第33号)の規定に基づき札幌市と締結する本施設の管理に関する協定 (以下「管理協定」という。) を遵守し、構成員が共同連帯して本施設の管理に係る業務を遂行することを目的として、この協定(以下「本協定」という。) を締結する。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、〇〇 (以下「△△△△」という。) と称する。

(事務所の所在地)

第3条 △△△△は、事務所を札幌市〇〇区△△条□□丁目に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 △△△△は、令和〇年〇月〇日に成立し、管理協定の履行を完了するまでは解散することができない。

2 前項の規定にかかわらず、△△△△は、本施設の指定管理者として指定されなかったときは、本施設の指定管理者に係る指定の結果についての通知を受けた日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 △△△△の構成員は、次のとおりとする。

(1) 住 所〇〇

名 称〇〇

代表者〇〇

(2) 住 所〇〇

名 称〇〇

代表者〇〇

(3) 住 所〇〇

名 称〇〇

代表者〇〇

(代表団体及び代表者)

第6条 △△△△は、〇〇を代表団体とする。

2 △△△△は、〇〇 (代表団体の代表者) を代表者とする。

(代表者の職務)

第7条 △△△△の代表者は、管理協定に基づく本施設の管理に係る業務 (以下「指定管理業務」という。) の遂行に関し、次に掲げる職務を遂行する。

(1) 第9条の運営委員会の決定に従い、札幌市との協定に基づく協議、報告、通知その他の行為を行うこと。

(2) △△△△の名義をもって札幌市が支払う管理費用を請求し、及び受領すること。

(3) △△△△に属する財産を管理すること。

(4) △△△△の名義をもって利用料金を収受すること。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、管理協定の履行及び指定管理業務の実施に伴い第三者と締結する契約等に基づき△△△△が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負う。

(運営委員会)

第9条 △△△△は、全構成員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置する。

2 運営委員会は、指定管理業務の遂行に関する次に掲げる事項について協議し、決定するものとする。

- (1) △△△△の組織及び運営に関する事項
- (2) 指定管理業務の実施体制に関する事項
- (3) 各構成員の業務の分担及び経費の配分に関する事項
- (4) 損益の分担に係る比率の決定に関する事項
- (5) 指定管理業務に関する業務計画及び事業報告に関する事項
- (6) △△△△に属する財産及び資金の管理に関する事項
- (7) その他指定管理業務の遂行に必要な事項

(取引金融機関)

第10条 △△△△の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、△△△△の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(業務の分担等)

第11条 各構成員の業務分担及び管理費用の分担額は、次のとおりとする。ただし、管理協定の変更により指定管理業務の一部に変更があったときは、当該変更の内容に応じ業務の分担及び管理費用の分担額を変更するものとする。

〇〇業務	(構成員名)	円
△△業務	(構成員名)	円
□□業務	(構成員名)	円
(共通業務	〇〇業務	円)

(構成員の必要経費の配分)

第12条 構成員は、その分担業務を遂行するため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。この場合において、共通業務に係る経費については、各構成員の負担金分担額の割合に応じて分配するものとする。

(決算)

第13条 △△△△は、毎年度終了後、当該年度の指定管理業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 指定管理者の指定の手續に要した経費は、構成員全員の同意により当該年度の決算に繰り入れるものとする。

(損益の分担)

第14条 前条第1項の規定による決算の結果、構成員に分配すべき余剰金又は構成員が分担して負担すべき不足金が生じた場合には、運営委員会が定める比率によって各構成員がその配分を受け、又は負担するものとする。

(構成員名)	%
(構成員名)	%
(構成員名)	%

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定に基づく各構成員の権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員は、札幌市及び他の構成員全員の承認がなければ、指定管理業務を完了するまでは脱退することができない。

2 構成員のうち指定管理業務を完了する前に前項の規定により脱退した者がある場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して指定管理業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員が脱退した場合における脱退した構成員以外の構成員の業務の分担、負担金の分担額及び損益分担の割合は、運営委員会が定めるものとする。

4 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益の配当は行わない。

(解散後の瑕疵担保責任)

第17条 △△△△が解散した後においても、管理協定の履行につき瑕疵があったときは、各構成員は連帯してその責に任ずるものとする。ただし、△△△△の構成員のうちいずれかが業務途中において破産し、又は解散した場合においては、脱退した構成員以外の構成員が共同連帯して脱退した構成員の分担業務を完成するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

代表団体○○外○社は、上記のとおり百合が原公園コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本●通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については各構成員が1通を保有し、副本については札幌市に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名 称)	印
	(代表者)	
構成員	(所在地)	
	(名 称)	印
	(代表者)	
構成員	(所在地)	
	(名 称)	印
	(代表者)	